

内野 嘉広

質問の件名及び質問の要旨(質問時間)	答弁を求める者
<p><b>1 地域産業活性化の拠点づくりについて（20分）</b></p> <p>本市には、関越自動車道（関越道）と首都圏中央連絡自動車道（圏央道）が交差し、東西南北に高速道路が接続しており、また、関越道、圏央道それぞれにICを有していることから、道路交通の利便性が高く、人や物が円滑に流动し、物流、観光などに大きな経済効果が見込まれております。さらに現在工事が進められている圏央道桶川北本ICから白岡菖蒲IC間が本年度内に開通予定であり、東北自動車道との接続により、更なる利便性の向上が図られることになります。</p> <p>こうした道路網における地の利は、昨年9月の第3回定例会で質問した企業誘致のみならず、人の集まる集客しやすい条件を満たしているものもあります。これまででも市議会で、数回にわたり産業振興の観点から、地の利を活かした観光について質問して参りました。本市にも脚折の雨乞い行事や高倉のふるさと景観など、集客性を見込める行事や観光スポットもありますが、4年に1度の行事であることや季節限定的な景観であることなど、産業振興の観点からは、より常態的な集客に結びつくものが必要であると思われます。2つのICを利用して、近隣市町の日高市の巾着田、サイボクハムや越生町の梅林など、集客性の高い観光スポットを持つ近隣市町を目指す車の利用者にとって、当市は単なる通過点となっているのが現状です。</p> <p>地域の特色、特性を活かし、地域力の向上に向けた取り組みとして、現在、市では、地方創生、地域版総合戦略の策定作業が行われております。地方、地域が自立につながるよう自らが考えて、それぞれの特性に即して地域課題を解決し、責任を持って戦略を推進する。地域が自ら知恵を絞って、地域を活性化させるために地域で実現していく。こうした取り組みが進められている中で、本市の地勢的特性と交通網の利便性、こうした集客性の高い地の利を活かした観光的要素による地域活性化の拠点づくりは、今後の地域産業の活性化にとって、ひとつの起爆剤的効果が期待できるものではないでしょうか。</p> <p>これらを踏まえて、地域産業活性化の拠点づくりについて、以下質問いたします。</p>	市長

内野 嘉広

質問の件名及び質問の要旨(質問時間)	答弁を求める者
<p>(1) 地方版総合戦略における地域産業活性化の位置づけについて (2) 地の利である交通網の利便性を集客に結びつける施策について (3) 近隣市町（埼玉県川越都市圏まちづくり協議会、通称：レインボー協議会）と連携した広域観光化の促進について (4) 地域産業活性化拠点としての道の駅について</p>	
<p><b>2 学校教育の観点からの部活動について (20分)</b></p> <p>昨今、子供たちの学力の低下を憂う声を多く聞きます。しかしながら、それ以上に子供たちの社会性、協調性、道徳意識、コミュニケーション能力など、人と人との関係を構築するための能力不足も強く指摘されているところであります。</p> <p>学校教育の中で、子供たちのそうした能力や特性を涵養していく時間として、小学校のクラブ活動、中学校の部活動が重きを置いているものと考えられます。特に中学生は、心身ともに子どもから大人への過渡期である思春期にあたり、自我に目覚め、自己を確立していく過程で、人間関係を構築していくために社会性、協調性を身につけていかなければならない大切な時期です。平成24年度から実施されている「中学校学習指導要領」でも、部活動の意義や留意点として、「スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」と規定されております。</p> <p>少子化が続く社会情勢の中で、現在の部活動は、私たちが経験してきた部活動とは、置かれている状況や課題、問題点など多くのことが異なってきております。こうした中で、学校教育における学力の視点からではなく、人間形成、社会への適応性など生きる力をつけていく観点から、部活動について以下質問いたします。</p> <p>(1) 学校教育における部活動の位置づけについて (2) 市内中学校の部活動の現状について (3) 外部指導者の活用について (4) 「生徒の自主的活動」としての部活動について</p>	市長 教育委員会委員長

内野 嘉広

質問の件名及び質問の要旨(質問時間)	答弁を求める者
<p>3 実効性のある空き家対策について (20分)</p> <p>総務省統計局の「平成25年住宅・土地統計調査」によると、日本全国の総住宅数約6,063万戸のうち、「空き家」は、約820万戸であり、住宅総数に対する空き家率は13.5%を占めております。今後も引き続き増加していくことが予想されます。</p> <p>空き家は、少子高齢化や単独世帯化の進展等により、大都市、地方を問わず、全国の自治体で大きな問題であり、本市においても市街地のみならず、農村地域も含め各地区で散見されるように見受けられます。こうした中、昨年度、本市議会において議員提案条例として、空き家の抑止、活用の促進に向けて、「鶴ヶ島市空き家の適正な管理に関する条例」を制定し、その後、国においても「空家等対策の推進に関する特別措置法」が制定され、本年5月26日から全面施行されました。これらを踏まえて、市では、県及び不動産、建築関連団体等による埼玉県空き家対策連絡会議と連携して、今後の取り組みを進めていくと聞いております。</p> <p>一概に空き家問題と言いましても、建築物の老朽化による倒壊等保安上の問題、建物の破損、ごみの放置、害虫等の発生などの衛生上の問題、その他防犯防災、景観、生活環境などに関わる問題など多岐にわたっており、周辺の市民生活に大きな影響を及ぼしております。</p> <p>空き家自体は、個人財産にあたり、行政として介入しにくいものではありますが、こうした周辺市民への好ましからざる影響を及ぼす現状を踏まえて、今後更に増えていくことが予想される空き家への対策について、より実効性を持たせていく必要性があることから、以下質問いたします。</p> <p>(1) 本市における空き家の現状について      (2) 空き家対策の経緯と今後について      (3) 空き家の抑止、活用促進に向けた考え方について</p>	市長